

「施設利用会員証」発行のご案内

当協会では、協会会員事業所の被保険者とその家族の
福利厚生〔宿泊施設等の優待利用（割引）〕として、
「施設利用会員証」を発行いたします。



- 1. 優待利用施設** 【船員保険会・4施設】〔当協会事業、契約保養施設利用補助と併用可〕・
【ホテル法華クラブグループ・17施設】・【高輪・品川プリンスホテルグループ・4施設】・
【プリンスホテル優待プラン・全国のプリンスホテル、スキー場、ゴルフ場等の施設】・
【湯快リゾート株式会社・27施設】・【ダイワロイヤルホテルズ(大和リゾート株式会社)・27施設】・
【HMIホテルグループ・53施設】・【かんぽの宿(日本郵政株式会社)・50施設】・
【その他(宿泊施設・日帰り施設)】
- 2. 申込資格** 平成30年度社会保険協会費を納入いただいた事業所です。
- 3. 申込枚数** 「施設利用会員証」の枚数は、原則として1事業所につき3枚までです。
※申込みは先着順です。発行枚数に限りがありますので、なくなり次第配布を終了させていただきます。
- 4. 有効期限(施設利用会員証)** 2020年3月31日まで(期間内であれば何度でもご利用可能)
- 5. 申込方法** 下記「施設利用会員証申込書」に必要事項を記入のうえ、返信用封筒に切手(92円)を貼り、
一般財団法人茨城県社会保険協会(〒310-0021水戸市南町3-4-12常陽海上ビル8階)あて
お申し込みください。折り返し「施設利用会員証」をお送りいたします。
- 6. その他** ☆優待利用対象者は、会員事業所の被保険者及びその家族です。
☆「施設利用会員証」が届きましたら、事業所名を必ずご記入いただき、事業所において保管し、
事業所内で貸与してください。
☆契約優待施設、優待内容及び利用方法等の詳細は、当協会のホームページにより確認できます。
なお、一部の施設では「専用のログインパスワード」の入力が必要な場合がありますが、会員
証送付時に同封してお知らせいたします。
- 7. お申し込み・お問い合わせ先** 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階
一般財団法人茨城県社会保険協会 ☎029-226-8005

施設利用会員証申込書

平成 年 月 日

健康保険証の記号(7桁又は8桁の数字) (健保組合はアルファベットの整理記号)		申込枚数	枚 原則1事業所3枚までとします
--	--	------	---------------------

事業所所在地 〒

事業所名称

事業主名

印

事業所電話番号

※ ご記入いただきました個人情報は、補助事業の運営のみに使用させていただきます。